

象牙製品等の取引確認書様式の活用について

1 本様式の趣旨

- 特別国際種事業者の方に本様式を使用していただくことにより、購入希望者の「海外持出しない」旨の意思を確実に確認することで、誤購入や違法な海外持出を防止します。
- 本様式を使用し取引記録を残すことにより、販売事業者が、海外への違法持出防止のために厳格な取引を実施している事について、事後の説明が可能となります。

2 本様式の使い方

象牙及び象牙製品の販売時に、以下のとおり本様式を活用し、購入希望者へ「購入した製品等を違法に海外へ持ち出さない」旨の意思確認をしてください。

(1) 注意事項の説明

販売事業者が、本様式の「注意事項：購入者の皆様へ」の記載事項を、購入希望者へ説明します。また、併せて、象牙及び象牙製品を持ち出した場合には、外国為替及び外国貿易法（外為法）により罰せられる旨を説明します。

(2) 購入者の署名

購入希望者が、注意事項を理解し「違法に海外へ持ち出さない」意思がある場合には、署名欄に署名をしていただきます。署名については、「特定の個人を識別することができる」個人情報に該当します。このため、顧客情報と同様に、紛失や漏えいが生じないように安全に保管するとともに、意思確認以外の目的では利用しないなど、適切に管理してください。

(3) 販売品の記入

販売事業者が、取引される象牙製品等の商品名、数量、取引年月日を記入します。

(4) 販売事業者の確認の記録

販売事業者が「販売事業者の記入欄」の事項を確認しチェックをします。

(5) 意思確認後の販売

上記等により、購入者の「違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した上で販売を行います。特に訪日観光客は海外に持ち出す可能性が高いことから、経済産業省の輸出承認の取得の見込みが確認できない場合には販売しないようにしてください。

※ 購入者に署名いただかなかった場合や住所確認ができなかった場合で、海外持出につながることはないと判断した場合には、その理由を「特記事項」に記入してください。

※ インターネットによる販売など対面でない販売の場合でも、注意事項を表示した上で、購入申し込みのフォーマットへ購入者に海外に持ち出さない旨を記載いただくなどして、海外に持ち出す可能性がないことを確認し、その記録を残してください。

3 その他

- 登録事業者間の取引は、「記載台帳」へ取引先の記載が義務付けられているなど、法律の定めるところにより厳格に執り行われているため、本様式による確認は登録事業者間以外の取引を主な対象としています。
- 本様式は「購入者の海外持出しない意思を確認し、厳格に販売を行った」事を事後に示せるようにするため、「記載台帳」と合わせ5年間保存してください。
- 本様式は、以下のホームページからのダウンロードや、送付した様式をコピーするなどして、個々の取引に活用してください。
- 複数施設を登録している事業者につきましては、すべての事業者に当該取引確認書を共有してください。
- （東京都内の事業者の皆様へ）本資料は、東京都にて実施している取引確認書を参考に、今年度より経済産業省様式として全国の事業者の皆様あてに送付するものです。今年度以降、東京都からは送付せず、経済産業省より送付しますので、東京都内にて象牙製品等を取り扱う事業者につきましては、ご認識ください。